

○財務省告示第百六十七号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十八年度の初日から平成二十八年四月三十日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（飼料用麦を含む項にあっては、同年度の初日から同月三十日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から同年度の初日から同月三十日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を次のように告示する。

平成二十八年五月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

一 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成二十八年度の初日から平成二十八年四月三十日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別
表第一の六の項名

輸入数量

一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一
五一トン	二七、三九五トン	一〇二、三二六トン	四五四、六五六トン	三、二二一トン	六七トン	五三トン	二五四トン	〇トン	一トン	五トン	〇トン	一八二トン	三トン	〇トン	〇トン

一六	六〇六トン	二五トン	八三トン	一、三八六トン	四〇トン	二四トン	一一〇	一二	一三	一二四	二五	二六	二七	二八	二九
〇トン	〇トン	五六トン	五六トン	一トン	〇トン	二四トン	八三トン	二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三

二 関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十八年度の初日から平成二十八年四月三十日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量

から同年度の初日から同月三十日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名		輸入数量
一四	一三	四五四、六五六トン 三六、三八一トン